

令和6年度 江戸川区立西小松川小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

都及び区の教育目標に基づき人権尊重の精神と社会貢献の精神を柱に、心身ともにすこやかで、ふるさとを愛する心と国際感覚をそなえた人間性豊かな児童の育成を目指す。 ○考える子○やりぬく子○明るい子

目標策定の方針

児童の実態：基本的生活習慣や挨拶を自ら進んでしていく意識の向上が課題である。
保護者・地域の期待や願い：いじめのない落ち着いた環境の中で確かな学力を身に付けてほしい。

人権教育の目標

- 人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる児童を育てる。
- 人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権を尊重する社会づくりに向けた実践的態度を育成する。

目指す児童・生徒像

様々にある普遍的な視点からの取り組みの中から、道徳の時間を核として、全ての生命あるものの尊厳に気付かせ、互いに支え合って生きていることについて理解を深める児童を育てる。

人権教育に関する指導の実態把握

児童、家庭、地域等の実態や要望を把握し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の中で意図的、計画的に指導していく必要がある。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- (知識的側面) ○人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 ○自由、責任、正義等の概念への理解
(価値的・態度的側面) ○人間の尊厳、自己価値および他者の価値を感知する感覚
○正義、自由、平等などの実現という理念に向かって活動しようとする意欲や態度
(技能的側面) ○他者の痛みや感情を共感的に受容できるための創造力や感受性
○人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- 「法の下の平等」「個人の尊重」といった普遍的な視点から人権尊重の理念について指導に取り組む。
- 「子供」「高齢者」など様々な人権課題に関わる差別意識の解消を目指して重点的に取り組む。

学年・学級経営

- 一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感を味わえるように、意図的・計画的に人権尊重の精神の育成を図る。

日常的な指導

- 教師と児童の信頼関係、児童相互の望ましい人間関係を育成する。
- 一人一人の個性や能力を生かし、活躍できるような場面を多く設定し、学級や学校への帰属意識を高める。
- 掲示物は、文字や表現に注意し、人権に配慮する。

教科等の指導

- 国語：適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに思考力を養う。
社会：民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養う。
算数：筋道立てて考える能力を養う。
生活：自分の生活について考えさせ、自立への基礎を養う。
理科：科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
音楽：歌や演奏を通して豊かな情操を養う。
図工：ものづくりを通して豊かな情操を養う。
体育：体つくり運動をはじめすべての領域を通して協力・公平などの態度を育てる。
家庭：生活への関心を高め、生活を工夫しようとする実践的態度を育てる。
道徳：思いやりをもち、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす態度を育てる。
総合的な学習の時間：自他の生き方について考えることができるようとする。
特別活動：協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
外国語：言語や文化に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度を育てる。

人権教育の年間指導計画作成の方針

- 人権教育に関する指導の実態把握を行い、年間指導計画の実行に当たり、評価・改善を行い、全教職員が共通認識をもって人権教育に取り組む。

教職員の研修

- 年間研修計画に基づいた校内研修の実施・充実
- 人権教育プログラムの活用
- 事例研究

校種間の連携

- 学区域を同一にする学校と、小中連携協議会を通じて学習活動等について相互研修を行う。

家庭・地域との連携

- 学年の懇談会や学校公開の機会に人権に関わる内容を取り上げる。
- 学校における取組について学校便りを通して伝える工夫をする。